

報道関係者 各位

発表日 令和6年7月31日
照会先 九州厚生局沖縄事務所
電話番号 098-833-6006

元保険医療機関の指定の取消相当

厚生労働省九州厚生局は、令和6年8月1日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを行います。

この取扱いは、実際には行っていない保険診療を行ったとするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。(不正・不当請求額 約128万円)

なお、今回の取扱いにあたっては、令和6年7月25日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱いが妥当との建議がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された場合等により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

名称 医療法人社団健耕会 ゆいまーる歯科
所在地 沖縄県うるま市石川二丁目10番17号 1階B号室
開設者 医療法人社団健耕会 理事長 仲筋 宣子(なかすじ のぶこ)

(2) 指定の取消相当年月日

令和6年8月1日

※ 当該保険医療機関は令和3年10月31日に廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 根拠条文

健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号

3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額

(平成 29 年 12 月分～令和 3 年 2 月分)

不正請求	58 名分	レセプト	136 件	326,430 円
不当請求	14 名分	レセプト	296 件	951,941 円
合 計	72 名分 (61 名分)	レセプト	432 件 (432 件)	1,278,371 円

※ () 内は患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

4 取消処分 of 主な理由

(1) 不正請求

① 架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 外来患者に診療していないにもかかわらず、診療したとして請求していた。

② 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 歯科衛生士による診療の補助及び歯科衛生実地指導がないにもかかわらず、歯科訪問診療補助加算及び訪問歯科衛生指導料を付け増して請求していた。

③ その他の請求

在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準を満たさず、かつ、訪問診療の患者割合が 9 割 5 分以上であることから歯科訪問診療料の注 13 に規定する点数を算定すべきであるにもかかわらず、施設基準を満たしているとして、在宅療養支援歯科診療所 2 の届出を辞退しないまま、歯科訪問診療 3 などの高い診療報酬を請求していた。

(2) 不当請求

- ・ 在宅療養支援歯科診療所 2 及び歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準の施設基準を満たしていないにもかかわらず、当該要件の確認を怠り、診療報酬を不当に請求していた。
- ・ 算定要件を満たさないリハビリテーションの診療報酬を不当に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 個々の患者の症状に対応した診療計画書を作成していないにもかかわらず、摂食機能療法に係る費用を請求していた。

5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 医療法人社団健耕会麻布デンタルクリニックの監査の端緒となった患者調査において、麻布デンタルクリニック以外の歯科医院では受診したことがない旨の回答があったところ、当該患者に係る診療報酬がゆいまーる歯科から請求されていることが認められた。
- (2) 令和 3 年 4 月、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に調査したところ、在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準の要件を満たしていない月が複数あることが確認されるなど、麻布デンタルクリニックの監査において認められた事象と酷似していた。
- (3) 以上のことから、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和 3 年 9 月から令和 5 年 3 月まで計 13 日間の監査を実施した。